

令和6年度日立市介護サービス事業者懇談会(第2回) Q&A

No.	質問事項	回答
1	<p>〈地域密着型サービスの自己評価について〉</p> <p>「サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を1年に1回以上行うこととしたところである。これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものである。」</p> <p>というのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所の4種類のみが自己評価を行うという事でよろしいか？</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(予防含む)、認知症対応型共同生活介護(予防含む)、看護小規模多機能型居宅介護については、「事業所が行う自己評価」と「運営推進会議による評価」の両方を行う必要があります。(認知症対応型共同生活介護は運営推進会議か外部機関のどちらかの選択制)</p> <p>それ以外の事業所(地域密着型通所介護など)は、「運営推進会議による評価」は必要とされていませんが、「事業所が行う自己評価」は必要となります。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より)</p>
2	<p>〈電子申請について〉</p> <p>LoGoフォームで申請する際「委任状」の添付において、スキャナが必要だと思いますが、ファイル形式はjpeg? pdf? 指定はありますか？</p>	<p>本人が記入したものを、スキャンしてPDFで添付をお願いします。スキャンができない場合は、介護保険課の窓口への提出をお願いします。</p>
3	<p>〈要介護認定について〉</p> <p>4月1日から介護保険課の体制が変わるとのことだが、現在よりも認定に時間がかかると、サービス利用の予定等が立たず、ケアマネも暫定の予定を立てたり、サービス事業所等との調整の必要など業務量が増大してしまう。</p> <p>これまでも市からは、「遅れてしまうことにご理解をお願いします」とのことだったが、何か改善するための対策を立てられているのか？</p>	<p>今回、説明させていただいた体制の変更により、認定までに時間がかかることになるものはございません。</p> <p>市では、迅速な介護認定を行うため、審査会の審査件数や認定調査の実施件数確保のため業務のDX化や積極的な認定調査委託業務の推進を図っております。</p> <p>申請中にサービスの調整が必要になる場合は、これまで通り、アセスメントにより暫定利用の調整をお願いいたします。</p>

※その他、頂戴しましたご意見については、今後の参考にさせていただきます。